

令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務を実施するにあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務委託
- (2) 業務内容：別紙「令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務委託仕様書」のとおり。
※当該仕様書の内容については、契約後予算の範囲内で変更できるものとする。
- (3) 契約期間：契約日から令和8年3月24日（火）まで
- (4) 契約限度額：1,500千円／者（消費税及び地方消費税を含む）
※限度額を超えた者は失格とする。
- (5) 採択予定件数：2件

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 都道府県税（法人税及び法人都道府県税）を完納していること。納税証明書の提出が困難な場合は、契約時に契約保証金を納付すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律86号）による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書及び応募申込等

(1) スケジュール

内容	日程
ホームページへの公告	令和7年9月22日（月）
参加表明書の提出期限・質問受付期限	令和7年10月6日（月）正午
企画提案書等の提出期限	令和7年10月14日（火）午後5時
書面審査結果通知（5者以上の場合）	令和7年10月20日（月）予定
プレゼンテーション	令和7年10月22日（水）
審査結果の通知	令和7年10月24日（金）予定

(2) 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第3号）により提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年10月6日（月）正午まで

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課

電話：054-221-2504 メール：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

エ 回答方法

質問と回答を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課ホームページに掲載する。

オ その他

電子メールには、担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

(3) 企画提案書等の提出

提出書類	提案内容	備 考
①参加表明書 (様式第1号)	—	・郵送(紙提出)の場合は、代表者名及び代表者印を押印すること。
②企画提案書 (様式第2号)	—	・企画提案説明資料と共に提出 ・郵送(紙提出)の場合は、代表者名及び代表者印を押印すること。
③企画提案説明資料 (任意様式)	(1) 本業務に係る企画運営等の具体的内容、業務のコンセプト及び基本的な考え方、収益構造と汎用度(横展開の可能性) (2) 業務実施にあたっての運営体制(協力業者や関係団体含む) (3) 全体業務スケジュール (4) 本業務に類似した過去の受託実績(発注者(開示可能な範囲)、件名、概要、契約金額、履行期間等)	【共通】 ・ページ番号を入れること。 ・提出者を特定できないようにすること。 【電子メールの場合】 ・パワーポイントファイル等 【郵送(紙提出)の場合】 ・A4版用紙片面 (ただし、A3折り込み可能。)
④見積書・内訳書 (任意様式)	—	・任意様式で提出すること。 ・業務内容(事業費、一般管理費等)ごと積算内訳を記載すること。
⑤会社概要	—	・パンフレットやHP等、会社の概要や事業がわかるもの
⑤納税証明書	—	・本社等所在地の法人都道府県税に未納がないことの証明書 ・納税証明書の提出が困難な場合は、契約時の契約保証金の免除の規定を適用しない。

ア 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

区 分	部 数	提出方法
電子メール	1 部	それぞれを一つのPDFファイルにし提出すること。 【提出先】 sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
紙提出	①～⑤：7 部 (正本1部、写し6部)	【提出先】 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁東館11階 静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課

イ 提出期限

- ・参加表明書

令和7年10月6日(月) 正午必着

提出は、電子メール、郵送又は持参によること。電子メールの場合は、送付したのち、受領状況を電話にて確認すること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和7年10月6日(月)は正午までとする。

- ・参加表明書以外

令和7年10月14日(火) 午後5時必着

提出は、郵送又は持参によること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とする。

5 様式等の入手方法

静岡県ホームページ「スポーツ政策課からのお知らせ」から取得すること。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002057/1041007/1072907/1018262.html>

6 選定方法

静岡県が設置する選定委員会において、下記7に記載する評価項目に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査・協議の上、契約候補者を選定する。（評価点が60点を下回る場合、選定対象外とする。）

なお、参加者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記（1）の一次審査（書面審査）を実施し、上位4者を選定する。

（1）一次審査（書面審査）

ア 実施方法

静岡県が設置する選定委員会において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、上位2者を選定する。

イ 結果の通知

審査の終了後、企画提案書を提出した全員に電子メールで審査結果を通知する。

通知日：令和7年10月20日（月）予定

（2）二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時

令和7年10月22日（水）

イ 実施場所

Zoomを活用したオンライン形式にて実施

ウ 1者あたりの所要時間

各提案者30分程度を予定

プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分程度

入退室他 5分

エ 留意事項

- ・ 開始時間は、別途、電子メールにより各提案者に対して通知する。
- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 審査は提案書により行い、別資料による説明は認めない。

7 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
業 務 遂 行 体 制	業務実績	先端技術を活用した新たな観戦体験の提供に係る十分な実績があるか	10
	実施体制	円滑に業務を遂行できる体制となっているか	10
	実施計画	計画を確実に実行できる現実的なスケジュールか	10
企 画 内 容	本事業への理解	本事業の趣旨を理解した提案内容であるか	10
	創意工夫・独自性	提案者の持つノウハウや強みが活かされた企画内容か	15
	実効性	観戦体験の提供を通じたスポーツチームの収益化に寄与する内容か	15
	汎用性	県内のプロスポーツチームへの横展開が見込めるか	20
経 費 の 妥 当 性	見積金額	上限に収まっているか、内訳が妥当か	10
そ の 他	社会的取組	パートナーシップ構築宣言※企業である (※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの)	5
計			105

8 契約候補事業者の特定

(1) 選定結果の通知

選定結果は辞退者を除くすべての企画提案者に対して電子メールで通知する。

(2) 契約方法

選定された受託候補事業者と業務仕様について契約限度額の範囲内で協議を行う。協議が整った場合に当該事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

9 その他留意事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 受託候補事業者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、静岡県財務規則第55条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 提案は1者につき1案とする。
- (4) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- (5) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (6) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。
- (8) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。
- (9) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

10 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL：054-221-2504

FAX：054-221-2980

MAIL：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp